

町民税・県民税(住民税)の主な改正内容

働き方の多様化を踏まえ、さまざまな形で働く人を応援する観点から、個人所得課税が見直しされ、令和3年度以後の町民税・県民税に適用されます。

税務課 ☎(83)1224



給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振り替え

特定の収入にのみ適用される給与所得控除や公的年金等控除の控除額を一律10万円引き下げ、所得の種類にかかわらず適用される基礎控除の控除額を10万円引き上げます。

給与所得と年金所得の両方を有する人は、片方に係る控除のみが減額されます。

基礎控除の見直し

基礎控除は、すべての納税者に対して適用され、一律の金額が所得から控除されてきました。改正では、基礎控除にも適用要件が設定され、控除額が10万円引き上げられます。

合計所得金額が2千4百万円を超えると、控除額が段階的に減額となり、2千5百万円を超えると基礎控除は適用されなくなります。

給与所得控除の見直し

給与所得控除額の基礎控除への振り替えに加え、給与所得控除の上限額が適用される給与などの収入金額が850万円、給与所得控除額の上限額が195万円にそれぞれ引き下げられます。

所得金額調整控除の創設

今回の改正で、給与収入が850万円を超える人は、給与所得控除額の引き下げが10万円を超えます。そこで、23歳未満の扶養親族や特別障害者である扶養親族がいる場合など、介護や子育て世代の負担増を軽減するため、引き下げ額が10万円の範囲に収まるよう給与所得の金額が調整されます。

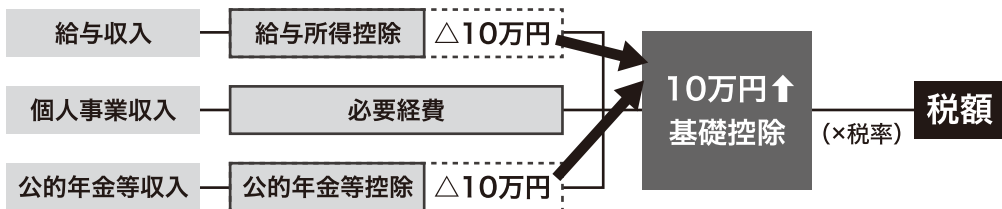
公的年金等控除の見直し

公的年金等控除額が一律10万円引き下げられます。
 ・公的年金等の収入が1千万円を超える場合の控除額は、195万5千円の上限が設けられます。
 ・公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が1千万円を超える場合は控除額が引き下げられます。

非課税基準や配偶者、扶養親族等の合計所得金額要件などの見直し

給与所得控除引き下げや基礎控除引き上げに伴い、各種控除を受けるために、同一生計配偶者や扶養親族等の合計所得金額要件も見直されます。

▼給与所得控除等から基礎控除への振り替え



非課税基準、扶養親族等の合計所得金額要件などの見直し

要件など	令和2年度まで	令和3年度以後
同一生計配偶者および扶養親族の合計所得金額要件	38万円以下	48万円以下
配偶者特別控除に係る配偶者の合計所得金額要件	38万円超123万円以下	48万円超133万円以下
勤労学生控除の合計所得金額要件	65万円以下	75万円以下
家内労働特例(必要経費の最低保証額)	65万円	55万円
障がい者、未成年、寡婦(令和3年度以後はひとり親を含む)に対する非課税措置の合計所得金額要件	125万円以下	135万円以下
均等割の非課税限度額の合計所得金額(非課税となる人)	同一生計配偶者および扶養親族がない人	32万円
	同一生計配偶者および扶養親族がある人	32万円×人数(配偶者および扶養親族+1)+19万円
所得割の非課税限度額の総所得金額(均等割のみ課税される人)	同一生計配偶者および扶養親族がない人	35万円
	同一生計配偶者および扶養親族がある人	35万円×人数(配偶者および扶養親族+1)+32万円

未婚のひとり親に対する税制上の措置および寡婦(寡夫)控除の見直し

①ひとり親控除の創設

婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を同一にする子(前年総所得金額等が48万円以下)を有する単身者(前年の合計所得金額500万円以下)が対象になります。

ひとり親控除額(本人所得500万円以下の場合)

性別	配偶関係	ひとり親控除額	
		令和2年度まで	令和3年度以後
女性	死別・離別	30万円	30万円
	未婚	無	30万円
男性	死別・離別	26万円	30万円
	未婚	無	30万円

②寡婦控除の見直し

ひとり親控除対象以外の寡婦は、引き続き控除額26万円を適用し、子以外の扶養親族を持つ寡婦についても所得制限(前年の合計所得金額500万円以下)が設定されません。

寡婦控除額(本人所得500万円超の場合)

配偶関係	扶養親族	寡婦控除額	
		令和2年度まで	令和3年度以後
死別	有(子以外)	26万円	無
	無	無	無
離別	有(子以外)	26万円	無